

令和2年度名古屋市教育委員会承認第4号

令和2年度一般会計補正予算に関する専決処分について

教育長等専決規則（昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号）第1条第3項の規定により、令和2年度名古屋市一般会計補正予算案のうち教育に関する事務にかかる部分に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められる件について、令和2年6月26日専決処分により決定しました。

上記のことについて教育長等専決規則第1条第3項ただし書の規定により、教育委員会に報告し、その承認を求めます。

令和2年7月17日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

令和2年度6月補正予算の概要（教育委員会所管分） 別紙のとおり

令和2年6月定例会 提出議案の概要（教育委員会）

件 名	金 額	概 要
学校再開に伴う 新型コロナウイルス感染症対策 の強化等	千円 639,000	(1) 趣 旨 各学校（園）における学校教育活動の再開にあたり、感染症対策や学習保障等に 必要な取り組みを、迅速かつ柔軟に実施 するための経費を支援  (2) 内 容 各学校（園）長の判断で執行できる予 算を校種・学校規模に応じて配分  (3) 一校（園）当たりの配分額 小中学校 大規模校      2,000 千円 中規模校      1,500 千円 小規模校      1,000 千円 高等学校          3,000 千円 特別支援学校      3,000 千円 幼稚園              500 千円  (4) 校 数 小学校              262 校 中学校              112 校 高等学校            15 校 特別支援学校        5 校 幼稚園              23 園

## 学校再開に伴う新型コロナウイルス感染症対策の強化等

### 1 趣 旨

各学校（園）における学校教育活動の再開にあたり、感染症対策や学習保障等に必要な取り組みを、迅速かつ柔軟に実施するための経費を支援

### 2 配分額

区 分		1校（園） あたりの配分額	校（園）数	総 額
小・中学校	大 規 模	2,000 千円	101 校	202,000 千円
	中 規 模	1,500 千円	185 校	277,500 千円
	小 規 模	1,000 千円	88 校	88,000 千円
特別支援学校		3,000 千円	5 校	15,000 千円
高等学校		3,000 千円	15 校	45,000 千円
幼稚園		500 千円	23 園	11,500 千円
計			417 校（園）	639,000 千円

※1校当たりの配分額は国の基準

※小・中・高・特別支援学校は1/2国庫補助（残りは交付金を充当）

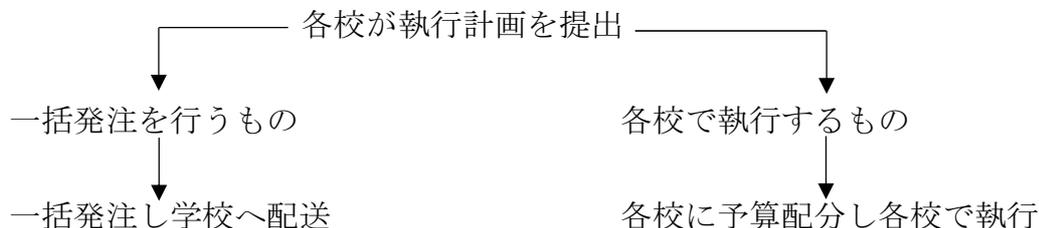
幼稚園は10割国庫補助（県経由）

### 3 対象となる経費

- ・消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品
- ・教室における3密対策として、換気を徹底するためのサーキュレーター
- ・調理員の熱中症対策に必要な経費
- ・家庭における効果的な学習のために用いる教材等
- ・家庭との連絡体制強化のための臨時的な電話機の増設 等

※ 幼稚園は衛生用品のみ

### 4 執行方法



### 5 今後のスケジュール

区 分	内 容
令和2年7月6日	名古屋市議会議決
令和2年7月中	配分準備（各学校の執行計画の提出等）
令和2年7月末	各学校に予算配分
令和2年7月末～	各校の執行、一括発注開始

## 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業実施要領

令和2年6月19日

総合教育政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長決定

学校保健特別対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

### 1. 目的

各学校が段階的な学校再開に際して、感染症対策等を徹底しながら児童及び生徒の学習保障するための新たな試みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の再開を支援する経費を補助する。

### 2. 補助対象経費の範囲

補助対象経費については、以下の（1）から（4）に示す範囲とする。

#### （1）補助対象となる学校種

国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程）を対象とする。

#### （2）補助対象となる経費

本事業にかかる補助対象経費の取扱いについては、以下の通りとする。

##### ①補助対象経費

消耗品費、備品費（据付費含む）、通信運搬費、借損料、雑役務費

##### ②取組内容

本事業にかかる取組内容は下記のとおりとし、各地域における学校の様々な取組状況に応じて選択するものとする。なお、（ア）及び（イ）のいずれか、又は（ア）、（イ）両方を選択した場合でも、1校当たりの補助上限額は、下記（3）のとおりとする。

##### （ア）学校における感染症対策等支援

学校の教育活動再開等に際して、密閉・密集・密接を回避し、児童生徒・教職員等の感染症対策に必要な物品の購入等及び夏季休業期間短縮等に伴う熱中症対策等に係る経費を支援する。

##### （例示）

- ・消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加的な購入経費
- ・校舎消毒等に必要経費
- ・集団で検温を実施する場合に必要なサーモグラフィー等の購入経費
- ・教室における3密対策として、換気に必要なサーキュレーター等の購入経費
- ・学校給食調理員等の冷却ベスト購入経費等、熱中症対策に必要な経費

##### （イ）子供たちの学習保障支援

児童生徒の学びの保障のため、感染症対策等を徹底しながら、感染の状況や児童生徒の状況に応じた学校での教育活動や家庭学習を実施する際に生じる経費を支援する。

##### （例示）

- ・家庭における効果的な学習のために用いる教材の購入等、児童生徒の学びのために必要経費
- ・家庭等との連絡や、保護者等からの問い合わせ対応のため、臨時的な学校電話機の増設や公用携帯のレンタル等、学校における連絡体制の強化に必要な経費
- ・教室における3密対策として、空き教室等を活用して授業を実施する場合に必要な備品購入費

※ ただし、学校や児童生徒の状況に応じて教育活動を再開するに当たり、感染症対策等を徹底しながら児童生徒の学びの保障をするための取組として必要となる経費に限る。なお、人件費、謝金、光熱水費は補助対象経費とならないので留意すること。

(3) 1校当たりの補助上限額

1校当たりの補助上限額は以下のとおりとする。ただし、国立大学法人が実施する補助事業については、以下の表の額に2を乗じた額とする。

(単位：万円)

学校種		全国 (加算地域を除く)	加算地域
小学校 義務教育学校（前期課程）	児童数 1-300人	50	100
	児童数 301-500人	75	150
	児童数 501人以上	100	200
中学校 義務教育学校（後期課程） 中等教育学校（前期課程）	生徒数 1-300人	50	100
	生徒数 301-500人	75	150
	生徒数 501人以上	100	200
高等学校 中等教育学校（後期課程） 専修学校（高等課程） 特別支援学校（高等部のみ設置）	生徒数 1-400人	100	150
	生徒数 401-700人	125	200
	生徒数 701人以上	150	250
特別支援学校		200	250
高等学校（通信制課程のみ設置）		50	50

注)

- ・児童数及び生徒数は令和2年5月1日現在のものとする。
- ・加算地域は、令和2年5月15日時点で特定警戒都道府県とされていた北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とする。ただし、予算の範囲内で、特定警戒地域に指定されるなどの感染状況等に応じて、追加配分を行う場合もある。
- ・義務教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程は、それぞれ1校として算出する。
- ・中等教育学校前期課程及び中等教育学校後期課程は、それぞれ1校として算出する。
- ・夜間中学校（夜間学級）を併置する中学校は、夜間中学校を含め1校として算出する。
- ・全日制課程の高等学校、定時制課程の高等学校は、それぞれ別に算出するが、全日制課程・定時制課程を併置する高等学校は1校として算出する。
- ・通信制課程を併置する高等学校は、通信制課程を含め1校として算出する。
- ・高等部のみを置く特別支援学校は、高等学校に分類して算出する。
- ・分校は、本校とは別に1校として算出する。なお、分教室は本校を含め1校として算出する。

(4) 補助対象となる期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3. 留意点

学校設置者においては、本事業の目的に鑑み、感染症対策等を徹底しながら児童生徒の学習保障をするための取組を、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、当該予算を学校に配分すること。

## 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業 Q & A

設問番号	項目	質問	回答
問 1	対象期間	いつからの契約が対象となるか。	補助対象期間は令和 2 年 4 月 1 日（水）からとなるので、この日以降の補助対象経費に係る契約が補助対象となる。ただし、「感染症対策のためのマスク等購入支援事業」（要綱第 2 条（1））での購入物品等は対象とならないので、重複しないように留意すること。
問 2	対象期間	オンライン教材の利用料など、契約期間が補助対象期間最終日の令和 3 年 3 月 31 日を超えているが、対象となるか。	補助対象期間にかかる経費については対象とする。例えば、オンライン教材の使用について令和 2 年度から令和 4 年度までの利用契約を締結した場合、令和 2 年度分の利用料については補助対象となる（ただし、契約日は令和 2 年 4 月 1 日以降に限る。）。なお、令和 2 年度の経費が明確でない場合は、契約期間に占める令和 2 年度の日数や月数等に応じて案分した額を補助対象経費とみなす。
問 3	補助方法	教育委員会にて一括して購入するなど、複数校分をまとめて調達する場合も対象となるか。	スクールマーケットを活用して、教育委員会において一括して調達することは可能だが、各校への配付数・金額を明確にすること。また、各校長がその内容及び自校の配分額から差し引かれることについて合意していることが必要。
問 4	補助方法	学校設置者において、域内の学校への配分額を調整できるか。	1 校当たりの補助上限額を超える額を配分することはできない。1 校当たりの補助上限額を超えない範囲で額を調整することは可能だが、各校長がその内容について合意していることが必要。
問 5	補助方法	交付された補助金は教育委員会において一括管理してもよいか。	管理方法については、学校設置者における会計規則等に従って適切に処理いただければよいが、各校に予算は配当し校長が自校に配当されている予算を使用できるようにすること。
問 6	補助方法	本事業は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付対象となるか。対象となる場合、どの程度充当されるか。	本事業における国と地方の負担割合は 1/2 であるが、地方負担分は全額、地方創生臨時交付金による充当が可能となる予定のため、内閣府地方創生推進室が策定する同交付金制度要綱等を踏まえ実施計画を内閣府へ提出すること。 例) 補助対象経費 1 0 0 万円 本事業補助上限額（1/2）5 0 万円、地方創生臨時交付金 5 0 万円
問 7	補助方法	追加配分はあるのか。	児童生徒等が感染するなど、感染状況等に応じて、予算の範囲内で追加配分を行う場合もあるので、特段の事情がある場合は、文部科学省まで相談いただきたい。
問 8	補助方法	概算払いはできるか。	概算払いできるよう、調整する予定。
問 9	補助方法	申請時点では具体的な購入計画等を積み上げられていないが、概算では補助上限額を要する見込みがある。このような場合にも補助上限額を申請してよいか。	申請いただいて差し支えない。ただし、感染の状況や児童生徒の状況に応じた感染症対策・学校での教育活動や家庭学習を実施する際に真に必要なものであり、具体的に使用予定があるものに限る。
問 10	補助方法	事業計画書（別添 1（様式 1-4））の取組内容について、ア：感染症対策等、イ：学習保障のいずれか又は両方を記載することになっているが、記載をしなかった取組内容を実施した場合は補助対象外となるのか。	事業計画書において記載していなかった取組内容について、補助対象外となるということではないが、いずれにも支出が見込まれる場合は必ず「ア・イ」両方の取組を記載いただきたい。
問 11	補助方法	保健衛生用品の購入に当たり、「感染症対策のためのマスク等購入支援事業」（要綱第 2 条（1））との違いは何か。	「感染症対策のためのマスク等購入支援事業」はマスクや消毒液等の保健衛生用品等の消耗品の購入を目的としている。一方、本事業は、消耗品費のほか、備品費、通信運搬費、借損料、雑役務費も可能としている。 なお、本事業において保健衛生用品を追加的に購入することも可能であるが、その場合は、年間の必要見込数から「感染症対策のためのマスク等購入支援事業」で購入した数を除いたものを購入すること。

学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業 Q & A

疑問番号	項目	質問	回答
問 1 2	対象経費	オンライン教材の入会金、利用料は対象となるか。	感染の状況や児童生徒の状況に応じ、学校での教育活動や家庭学習を実施する際にオンライン教材を用いる際に生じる経費であれば対象となる。なお、補助対象期間の考え方は問 2 を参照。
問 1 3	対象経費	コピー用紙、トナー代は対象となるか。	対象として差し支えない。ただし、家庭学習に用いる教材の配付のためなど、感染の状況や児童生徒の状況により行う児童生徒の学習保障の取組に必要な経費であるものに限る。
問 1 4	対象経費	封筒、切手、レターパック購入費は対象となるか。	対象として差し支えない。ただし、家庭学習に用いる教材の配付のためなど、感染の状況や児童生徒の状況により行う児童生徒の学習保障の取組に必要な経費であるものに限る。
問 1 5	対象経費	電話増設のための電話の設置費は対象となるか。	感染の状況や児童生徒の状況に応じ、家庭との連絡体制の強化等のため電話回線を増設する場合の備品の運搬、設置のための役務費は対象となる。
問 1 6	対象経費	水道について、蛇口式からレバーやセンサー式等への交換に要する経費は対象となるか。	学校における感染症対策を目的とした手洗い場等における水道の蛇口の交換については、据え付けに伴う費用も含めて備品購入費となる場合には補助対象とする。
問 1 7	対象経費	電気代が例年より高くなることが予測されるが、対象となるか。	水道代、電気代、ガス代などの光熱水費は、補助対象外となる。
問 1 8	対象経費	通話料は対象となるか。	通話料については原則対象としないが、例えば、携帯電話機の借り上げ費用と通話料を分けて契約する場合に比べ、借り上げ料と通話料がセットの料金の方が安価であるなど合理的な理由がある場合には、対象に含めても差し支えない。
問 1 9	対象経費	双方向のやりとりを可能とするシステムの加入費など、学習指導や家庭との連絡体制強化に必要となる経費は対象となるか。	学びの保障のための取組において必須となる加入費であれば、対象として差し支えない。なお、契約期間の考え方は問 2 に準ずる。
問 2 0	対象経費	自作の教材にかかる編集委託費、謝金は対象となるか。	感染の状況や児童生徒の状況に応じ、学校において教材を自ら作成する際に生じる報酬（人件費、謝金）については対象外であるが、雑役務費（業者への編集委託など）は対象となる。なお、教育委員会が作成する場合には、各校長がその内容及び自校の配分額から差し引かれるところについて合意していることが必要。
問 2 1	対象経費	教師用のデジタル教科書購入費は対象となるか。	学習者用のデジタル教科書は既に紙の教科書が無償給付されていることから対象外とするが、教師用のデジタル教科書の購入費は対象として差し支えない。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。また、感染の状況や児童生徒の状況に応じ学校での教育活動や家庭学習を実施する際に教師用のデジタル教科書を購入する場合に限る。
問 2 2	対象経費	タブレット、P C 端末等の ICT 機器購入費は対象となるか。	他の補助金等の補助対象となるものを除き、対象として差し支えない（要綱第 3 条）。ただし、感染の状況や児童生徒の状況に応じた学校での教育活動や家庭学習を実施する際の取組として必要となる場合に限る。
問 2 3	対象経費	学校給食調理員等の熱中症対策として購入するものはどのようなものが想定されるか。	学校給食調理員等の熱中症対策を目的として購入し使用するもの（冷却ベスト、スポットクーラー等）であれば補助対象として差し支えない。ただし、スポットクーラー等を調理場で使用する場合には、食材を汚染しないよう、使用場所やその取扱いに留意すること。